

◆ 国賠名

『泥ウソ』国賠 教育機関・山形大学による事件「泥棒はウソのはじまりだった」国賠 山大生4名“超”不当逮捕、山大学寮不当強制捜査事件

|       |  |
|-------|--|
| 原告    | 山形大学学寮自治会、T・N、他10名   |
| 原告代理人 | 舟木友比古・松下明夫・阿部潔・萩尾健太  |
| 被告    | 国立大学法人山形大学   |
| 事件の概要 | <p>1998年、山形大学は、山形大学学寮の廃止を画策し、それに反対する学寮自治会（寮生）を探るため、寮の清掃員（大学職員）に学寮自治会の密偵を指示する。清掃員は2年間に渡り、学寮自治会の会議レジュメや寮生個人の日記帳など80点余を窃盗し、内容を大学に報告する。学寮自治会が清掃員の窃盗行為の現場をビデオ撮影し、清掃員を問い質したことにより、大学が密偵を指示した事実が発覚。大学は密偵を隠蔽するため、被害者の寮生を清掃員に対する「監禁・強要」容疑で告発し、2000年4月25日、4名の寮生が不当逮捕される。同年5月16日釈放、6月5日不起訴。</p> <p>2000年11月28日、当時の寮生と学寮自治会が、山形大学を相手に、窃盗・密偵・虚偽告発による国賠を提訴（380万円）。</p> <p>2004年5月25日、一審山形地裁、告発した学長の証人尋問を行わないなど、不十分な審理のまま全面棄却。</p> <p>2005年9月20日、二審仙台高裁、清掃員による窃盗を違法と認め、山形大学に30万円の賠償命令。一方、大学が清掃員に寮生の動向調査を指示したと認めたものの、指示は適法として、密偵による請求は棄却。告発した学長の証人尋問はまたも行われず、虚偽告発による請求も棄却（一部勝訴）。原告敗訴部分について上告。大学は上告せず。</p> <p>2006年2月17日、最高裁、上告棄却。原告の一部勝訴確定。</p> |
| 結果    | 一部勝訴   |